

また、就学支援金の支給に係るイメージを図示した場合、図 B4-1-1 のとおりである。

図 B4-1-1 就学支援金の支給イメージ

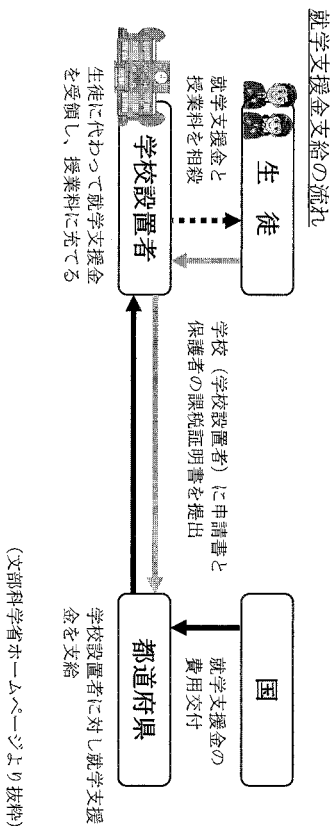


図 B4-1-1 のとおり、学校が、生徒本人(保護者)に代わって、国・都道府県から支給される就学支援金を生徒の授業料として受け取る制度となっているため、この就学支援金は生徒本人(保護者)に対して、都から直接支払われるものではないことが分かる。

2. 都立高等学校授業料の未納債権の取扱いについて

監査人が授業料の未納額がどの程度発生しているかについて、教育庁に対して確認したところ、表 B4-2-1 のとおりの状況であった。

表 B4-2-1 都立高等学校の授業料未納状況

学校名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		備考
	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	未納 人数 (人)	未納 金額 (円)	
竹台高等学校	1	96,000	-	-	-	-	平成 25 年度 96,000 円不納欠損処理
深沢高等学校	1	90,294	1	90,294	-	-	平成 26 年度 90,294 円不納欠損処理
野津田高等学校	1	50,000	1	50,000	3	132,800	
世田谷泉高等学校	1	46,800	-	-	-	-	
第五商業高等学校	1	24,345	1	24,345	-	-	平成 26 年度 24,345 円不納欠損処理
調布北高等学校	1	20,000	1	20,000	1	20,000	
世田谷総合高等学校	-	-	-	-	3	207,900	
福生高等学校	-	-	-	-	5	162,000	
葛西南高等学校	-	-	-	-	2	110,885	

蒲田高等学校	-	-	-	3	108,900	
椴ヶ丘高等学校	-	-	-	3	101,790	
永山高等学校	-	-	-	1	89,100	
文京高等学校	-	-	-	1	69,300	
秋留台高等学校	-	-	-	1	69,200	
八王子拓真高等学校	-	-	-	2	62,640	
中野工業高等学校	-	-	-	1	59,400	
荒川工業高等学校	-	-	-	1	59,400	
科学技術高等学校	-	-	-	1	59,400	
六本木高等学校	-	-	-	1	53,940	
農業高等学校	-	-	-	1	50,000	
狹淮高等学校	-	-	-	3	33,060	
葛飾商業高等学校	-	-	-	1	32,400	
第三商業高等学校	-	-	-	1	21,600	
合計	6	327,439	4	184,639	35	1,503,715

(注1) 平成26年度以前の未納人数及び未納額については、授業料不徴収制度開始前の平成21年度以前に発生した授業料の未納分である。
(注2) 上記、未納人数及び未納額については、平成26年度決算時の数字である。

授業料の不納債権の取扱いについては、「授業料等徴収事務の手引」(以下、「徴収事務手引」という。)に基づいて実施している。ここで、具体的な授業料の不納額が発生した場合の処理フローを図示した場合、図B4-2-1のとおりである。

図 B4-2-1 授業料の不納額の発生時の処理フロー

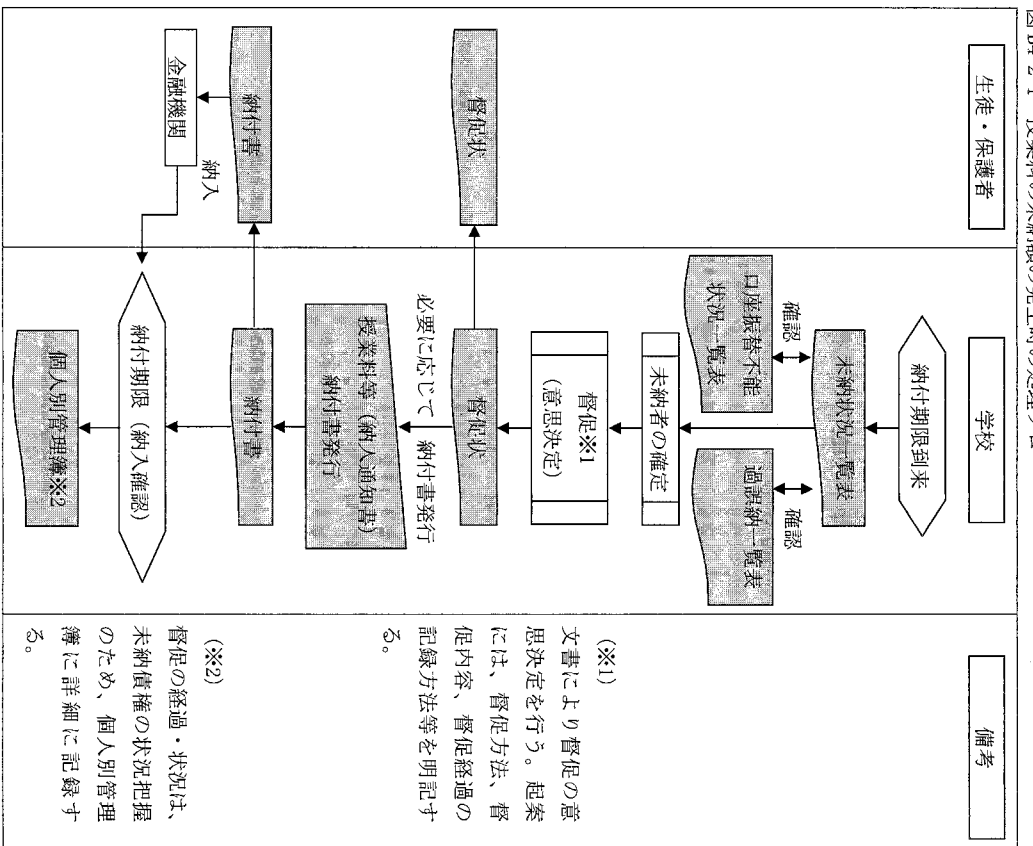


図 B4-2-1のとおり、授業料に未納額が発生した場合、学校は授業料等徴収システムから打ち出した「未納状況一覧表」に基づいて、督促対象を確認の上、早期の督促を行う必要がある。このとき、徴収事務手引では、初期の督促経過の記録について、「未納状況一覧表」の余白や状況に応じて別紙を用いるなどにより、日時・督促方法・保護者の対応等の要点を正確に記載するとともに

に、督促後も未納が解消されず未納期間が3か月以上又は未納回数が3回以上となった場合には、状況に応じた的確な督促を行うため「個人別管理簿」の作成を学校に求めている。これは、督促の方法を問わず、学校内での検討を含むすべての督促の経緯・経過を記録することで、未納債権の状況把握を容易にし、情報の共有化を図るためである。この「個人別管理簿」の標準様式は、徴収事務手引において明確に定められている。

監査人は、この徴収事務手引の定めに準拠して学校が未納債権を適切に管理しているか否かを確かめるため、表 B4-2-1 で示した平成 26 年度未納債権額の全件を対象として、「個人別管理簿」の閲覧を教育庁に対して要求した。

(1) 未納債権に対する督促及びその記録の体制について

この要求の結果、未納債権に係る「個人別管理簿」が作成されていない案件が、表 B4-2-2 のとおり存在することが判明した。

表 B4-2-2 個人別管理簿が未作成である高等学校の一覧

学校名	平成 26 年度 未納金額	備 考
荻窪高等学校	10,440 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月分
荻窪高等学校	10,440 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 9 月分 既に退学
荻窪高等学校	8,700 円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月分 既に退学
世田谷総合高等学校	29,700 円	平成 26 年 4 月～平成 26 年 6 月分
世田谷総合高等学校	89,100 円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月分
世田谷総合高等学校	89,100 円	平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月分
合計	237,480 円	

(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 B4-2-2 の案件のうち、荻窪高等学校においては、平成 26 年度授業料等徴収システムから作成される「未納状況一覧表」に基づき、督促自体は行っていたものの、「個人別管理簿」が作成されていなかった。また、この学校では、本来徴収すべきものである納入計画を示した「納入確約書」を徴収しておらず、未納者 3 名のうち、2 名は既に退学していることから未納額の徴収は困難な状況にあるものと推察される。

一方、世田谷総合高等学校においては、「個人別管理簿」が作成されていないだけでなく、督促そのものも行われていなかったことが判明した。

なお、教育庁から、荻窪高等学校ではその後督促を行い、平成 27 年 12 月末日現在、3 名分の未納債権が解消されているとの説明を受けている。

表 B4-2-2 の案件は、授業料不徴収制度が廃止され、平成 26 年度から授業料が原則徴収となった制度移行時期であるがゆえに、学校が「個人別管理簿」の作成を失念していたものとも考えられる。しかしながら、未納債権に対して、適切な督促等の対応とその結果を正確に記録に残しておくことは、督促事務の基本であるから、今後このような失念のないよう、適切な未納債権管理を行うことが必要である。

(指摘1-2) 未納債権に対する督促及びその記録の体制について
 監査人が教育庁に対して未納債権に係る「個人別管理簿」の閲覧を要求したところ、世田谷総合高等学校から適切な督促等の事務を実施していない案件が3件、荻窪高等学校から「個人別管理簿」が作成されていない案件が3件、合計で6件(237,480円)の改善が必要な案件が検出された。
 授業料等の未納債権について、「個人別管理簿」に発生・督促等の詳細な情報を記録することは、債務者状況の把握や適時適切な対応が可能になるとともに、これらの状況・対応に関する情報管理について一元化・共有化・効率化を図ることも可能になることから、教育庁は「個人別管理簿」作成及び未納額解消といった徴収事務手引が求める未納債権管理を徹底するよう、そのモニタリングも含め、適切な体制を構築することとされた。

(2) 過誤等による調定額の取扱いについて

次に、「個人別管理簿」を全件閲覧した結果、表B4-2-3のとおり、平成26年度授業料に係る調定額が本来登録すべき金額よりも過大に登録されていた案件(3件)が検出された。これらの事例は、実際の授業料の未納は生じていないにもかかわらず、学校が適切に処理しなかったことに起因して、結果的に「収入未済(未納)」が発生したという状況になっている。このような状況は、架空の債権額を財務数値として記録していることと同義である。ここで、調定とは、教育庁が歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為のことを意味している。

ところで、都の歳入の調定額に過誤等があった場合の取扱いについては、東京都会計事務規則に規定されている。すなわち、同規則第24条で、調定額に過誤その他の理由によって、調定の取消し又は更正をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させる手続が必要であると規定されている。

しかしながら、当該案件(表B4-2-3の3件)は、調定の取消し等の手続が適切に実施されていないものである。

表B4-2-3 調定の取消し等が適切に実施されていない事例

学校名	平成26年度	
	登録人数	収入未済金額
文京高等学校	1人	69,300円
荒川工業高等学校	1人	59,400円
六本木高等学校	1人	53,940円
合計	3人	182,640円

(教育庁作成資料より監査人が作成)

この点、過誤等の理由及びその経緯について、教育庁に質問した結果、表B4-2-4のとおり、その回答を得た。

表 B4-2-4 調定の取消し等が実施されなかった理由及び経緯

学校名	理由及び経緯
文京高等学校	文京高等学校授業料事務担当者は、平成 26 年 8 月に転入した生徒について、本来 69,300 円とすべき生徒の授業料調定額を、誤って 79,200 円と 9,900 円過大に登録していたことに気が付いた。このため、平成 27 年 3 月 17 日に授業料等徴収システムで調定更正を行ったが、操作の過程であるべき 69,300 円について授業料調定を二重登録してしまった。 文京高等学校は、出納閉鎖後の平成 27 年 6 月 22 日に決算審査に係る高等学校教育課からの調査において、当該本来は債権のない金額があることを認識した。その後、文京高等学校と高等学校教育課で原因の究明を行っていたところ、8 月 31 日に、二重登録により存在しないはずの債権が発生していたことを特定した。
荒川工業高等学校	荒川工業高等学校授業料事務担当者は、平成 27 年 4 月、平成 26 年 8 月に転出した生徒の授業料を誤って 9 月転出したものとして、10 月から 3 月までの 6 か月分の授業料 59,400 円を授業料等徴収システムに減額登録した。 その後、平成 27 年 5 月 1 日に同担当者は、転出月の誤りに気づき、前述の減額分を取り消すため同額を増加させる処理を行ったが、あるべき 9 月から 3 月までの授業料の減額登録を失念したため債権額が過大となっていた。
六本木高等学校	六本木高等学校授業料事務担当者は、平成 27 年 5 月、決算処理に当たり、授業料等徴収システムに対象者が特定できない収入未済額 53,940 円が登録されていることを確認した。 このため、所管課である高等学校教育課に報告し、双方で調査を進めた結果、平成 27 年 9 月 2 日、授業料等徴収システム保守業務委託の受託者がシステムメンテナンスの際（平成 27 年 4 月）に発生した誤処理が原因であることを特定した（※）。

※ 教育庁作成資料より監査人が作成していることである。
(教育庁作成資料より監査人が作成)

表 B4-2-4 のとおり、いずれの案件（3 件）も過誤等の発見からの対応が不徹底であることに起因している。

本来は、学校において、決算額の調製中に収入未済額を特定し、これを調査して内容を正確に把握した上、それが過誤等に起因するのであれば、調定の取

消しなど適切な是正措置を講じるべきであるが、当該案件はこれが実施されてい

ない。
なお、本件については、本庁や学校経営支援センターの支援が十分に機能してい

【(参考) 東京都会計事務規則（一部抜粋）】

(歳入の調定)
第二十二條 歳入徴収者は、徴収すべき歳入の金額が確定したときは、直ちに当該歳入について調定しなければならない。

2 前項の調定は、分割して収入するものにあつては、納付期限ごとに当該納付期限に係る金額について行わなければならない。ただし、数回分を同時に納入者に通知する必要があるものについては、この限りでない。

(歳入調定額の取扱)

第二十三條 歳入徴収者は、歳入の調定をしたときは、直ちに収支命令者に、調定額、歳入科目その他必要とする項目を財務会計システムに登録させなければならない。ただし、同一の科目に属する歳入で、次に掲げるものについては、月の初日から末日までの間の調定を取りまとめ、翌月の初日から五日（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に定める東京都の休日は、当該期間に算入しない。第七十九條第一項第一号及び第八十一條第八項において同じ。）以内に登録させることができる。

一 第二十八條の規定による出納員の収納に係る歳入で、日々調定（一月に複数回収納することが見込まれる歳入について収納した日ごとに調定することをいう。次号において同じ。）を行うもの

二 政令第百五十八條第一項又は政令第百五十八條の二第一項の規定による委託に係る歳入で、日々調定を行うもの

三 前二号に掲げるもののほか、会計管理者が特に認めるもの

2 前項ただし書に規定する歳入であつて、同項ただし書の期間内に同項の規定による登録をさせることが困難なものについては、歳入徴収者は、会計管理者と協議の上、当該登録の期限を変更することができる。

3 第一項の規定による登録は、会計管理者に対する収入命令とみなす。

(調定の取消し、更正)
第二十四條 過誤その他の理由によつて、調定の取消し又は更正をしたときは、前条の規定に準じて処理しなければならない。

(指摘 1-3) 過誤等による調定額の取扱いについて

個人別の債権の状況を記録する「個人別管理簿」及び未納債権状況を確認することができる「教育庁作成資料」を全件閲覧したところ、過誤等を起因として過大な債権残高が授業料等徴収システムに計上されている案件(3件)が判明した。具体的には、文京高等学校、荒川工業高等学校及び六本木高等学校の3校でそれぞれ1件ずつ発生しており、合計182,640円である。

いずれの案件(3件)も過誤等の発見からの対応が不適切であることに起因しているが、このような状況は財務会計数値の信頼性を著しく損なうおそれがあることから、各学校の収入未済額を特定し、その内容を正確に把握するとともに、それが調定の取消・更正事由である場合には適切な是正措置を速やかに講じられるよう、各学校等の管理体制を再構築することとされた。

(3) 授業料未納者に対する進級の取扱いについて

高等学校等における進級の認定は、学校教育法施行規則第104条において準用する第57条の規定に基づき、生徒の平常の成績を評価して行う校長の権限に属するものとされている。ただし、生徒の平常の成績を評価する場である成績判定会議又は卒業判定会議(以下、「成績判定会議等」という。)に付議するための前提として、授業料の納入が完了している必要がある。なぜならば、前払納付を原則としている授業料の性格に鑑みると、納入を完了していないと、他の生徒との公平性を害するからである。

このため、校長、副校長、主幹教諭、担任及び経営企画室は、未納債権の督促を協力して行うことにより、成績判定会議等の前に授業料の納入を完了させるよう未納解消に努める必要がある。

また、督促等を行ってもなお、授業料の未納がある者を成績判定会議等に掛ける場合は、個々の生徒の未納状況の把握及び納入計画を明らかにするため、「納入確約書」を提出させた上で、校長が決定するものとされており、これは徴収事務手引に規定されている。

ここで、平成26年度末時点における授業料未納者のうち、翌年度に進級した者について、徴収事務手引において定められている「納入確約書」を、成績判定会議等の前に入手しているかどうか確認を行ったところ、表B4-2-5に掲げられた3校で未入手事例が検出された。具体的には、野津田高等学校で1件、世田谷総合高等学校で3件、中野工業高等学校で1件の合計5件で未納金額は237,600円である。

表 B4-2-5 納入確約書の未入手状況

学校名	対象人数	授業料未納金額	未納月数	提出書類	提出日
野津田高等学校	1人	29,700円	3か月	授業料納入確約書	平成27年7月21日
世田谷総合高等学校	1人	29,700円	3か月	授業料等分割納入計画書兼納入誓約書	平成27年7月6日
				授業料及び修学旅行積立金分割許可申請書兼納入誓約書	平成27年6月2日
中野工業高等学校	1人	59,400円	6か月	授業料等分割納入計画書兼納入誓約書	平成27年7月1日
				授業料納入確約書	平成27年6月29日
合計	5人	297,000円			

(教育庁作成資料より監査人が作成)

このように、教育庁が定める徴収事務手引では、授業料未納者を成績判定会議等に掛ける前に納入確約書の提出を明確に求めているのにもかかわらず、表B4-2-5の3校においては、進級後の平成27年6月以降に、当該書類を入手している。

(指摘 1-4) 授業料未納者に対する進級の取扱いについて

授業料を適切に納めている者との公平性等の観点から、学校が授業料未納者を進級させる場合には、成績判定会議等の開催前の段階で授業料未納者から「納入確約書」を入手して、その者から納付の意思を確認することが最低限必要である。しかしながら、平成27年度に進級している平成26年度末授業料未納者から「納入確約書」を適切な時期に入手していない案件が合計5件(野津田高等学校で1件、世田谷総合高等学校で3件、中野工業高等学校で1件)存在することから、今後は、このような状況を生じさせないよう、未納者の経済環境なども考慮しつつ、適切な進級の取扱いを実施することとされた。

(4) 授業料未納者に対する卒業の取扱いについて

高等学校等における卒業の認定は、進級の場合と同じく、卒業判定会議の開催前の段階で、「納入確約書」を入手する必要があるとされている。

そこで、既卒者について、平成 24 年度から平成 26 年度までの未納授業料の有無とその未納金額の推移を確認したところ、表 B4-2-6 のとおりであった。

表 B4-2-6 既卒者に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの未納授業料推移

学校名	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	未納 人数	未納 金額	未納 人数	未納 金額	未納 人数	未納 金額
竹台高等学校	1 人	96,000 円	-	-	-	-
深沢高等学校	1 人	90,294 円	1 人	90,294 円	-	-
野津田高等学校	1 人	50,000 円	1 人	50,000 円	1 人	50,000 円
調布北高等学校	1 人	20,000 円	1 人	20,000 円	1 人	20,000 円
合計	4 人	256,294 円	3 人	160,294 円	2 人	70,000 円

(教育庁作成資料より監査人が作成)

この結果を受け、該当生徒について、平成 24 年度から平成 26 年度の「個別管理簿」の閲覧、「納入確約書」の入手状況及びその後の顛末を追加で質問し、その回答をまとめたものが表 B4-2-7 である。

表 B4-2-7 卒業者に対する未納債権の顛末

学校名	教育庁からの回答
竹台高等学校	納入確約書は提出されなかったが、成績、欠時では問題がないので、学校経営及び教育的観点から校長の判断により平成 20 年に卒業を認めたもの。 卒業後は、一度も入金がない。 地方自治法第 236 条により、平成 25 年度不納欠損処理。
深沢高等学校	退学を前提にした督促を再三にわたって行い、卒業直前の一部入金及び学校積立金の充当承諾書を徴取している。3 月末を納期とする納入確認書の提出をもって、平成 22 年に卒業を認めている。 卒業後は、一度も入金がない。 地方自治法第 236 条により、平成 26 年度不納欠損処理。
野津田高等学校	納入確約書の提出、及び卒業式前日に平成 15 年度上半期分の納入があったことから保護者からの残額の納入を見込んで平成 16 年に卒業を認めている。 卒業後に一部入金 (101,200 円) があるが、平成 25 年 2 月 25 日から入金がない。未納残額は、50,000 円である。
調布北高等学校	卒業直前に連絡が取れるようになり、一部入金及び卒業式当日の午前中に残額をすべて支払う旨の連絡があり、平成 16 年の卒業式に該当生徒を参列させたもの。 卒業後に一部入金 (34,000 円) されているが、平成 24 年 1 月 10 日から入金されていない。未納残額は 20,000 円である。

(教育庁作成資料より監査人が作成)

東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則第 5 条第 1 項において、授業料が期限内に納付されなかった場合は、校長は該当生徒の出席を停止し、又は退学させることができる旨が規定されている。また、徴収事務手引においても、成績判定会議等にかけた授業料未納者については、校長が責任を持って進級・卒業前に納入を完了させるよう規定されている。

表 B4-2-7 の案件 (4 件) については、個々のケースに応じて、慎重に卒業判定が行われたものであると考えられるが、結果として、竹台高等学校及び深沢高等学校の 2 件については卒業後一度も入金がされず、不納欠損処理がなされていることから、授業料を適切に納めた生徒との公平性が著しく害されていると言える。なお、不納欠損とは、既に認定された歳入が徴収しえなくなったこ

とを表示する決算上の処分を言い、都の会計上、いったん認識していた債権が消滅することになる。

また、残りの案件（野津田高等学校及び調布北高等学校）についても、現実的には未納額の回収が困難な状況となっている。

このように、授業料が未納である生徒を卒業させてしまうと、その後に未納額の回収を行うことは、現実的には極めて困難な状況になることから、より慎重かつ厳格な判断が必要である。

【(参考) 東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則 (一部抜粋)】

(授業料未納の場合の出席停止等)

第五条 校長は、授業料が期限内に納付されなかった場合は、当該授業料にかかる生徒の出席を停止し、又は退学させることができる。

2 校長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の規定により退学させた者の未納の授業料を免除することができる。

(指摘1-5) 授業料未納者に対する卒業の取扱いについて

高等学校等における卒業の認定については、教育庁が定めた徴収事務手引により、卒業判定会議の開催前の段階で「納入確約書」を入手することが求められているが、竹台高等学校では、これを入手しないまま卒業を認めている案件(1件)があり、卒業後は未納額が一度も回収されないまま不納欠損処理がなされている。深沢高等学校では「納入確約書」を入手しているものの、卒業後は未納額が一度も回収されないまま不納欠損処理がなされている(1件)。また、野津田高等学校及び調布北高等学校では、「納入確約書」を入手しているものの、卒業後の未納額の回収が滞っている案件がある(2件)。今後は、このような状況が生じないように、より慎重かつ厳格な卒業の取扱いを実施することとされたい。

なお、平成26年度末に未納額が残存している案件(2件)については、今後も督促を継続の上、確実に回収することとされたい。

(5) 授業料未納者への対応体制強化について

前述のとおり、平成26年度の入学から、従来の授業料不徴収制度が廃止され、一定水準以上の所得年収(910万円以上)のある世帯についてのみ授業料の実質的負担を求める制度に移行していることから、授業料不徴収制度開始前の授業料未納者の状況と、現行制度における未納者の状況とは、その状況が異なる。なぜなら、当時は生活に困窮する世帯が未納者となる場合が多かったが、現行制度においては授業料負担能力があるにもかかわらず、未納者となっている場合があると考えられるからである。かかる状況下において、(指摘1-2)から(指摘1-5)のように、都立高等学校では不適切な督促等事務の事案が散見されることから、現行の体制のままでは、今後も同様の事案が発生する可能性が高いものと言える。

教育庁では、他の道府県と異なり、学校経営支援センターが各学校を支援する体制を構築していることから、学校経営支援センターが実施する授業料事務の点検を通して、的確な進捗管理、助言などにより、各学校の未納債権の回収を支援することが必要であると考えられる。

(意見1-20) 授業料未納者への対応強化について

平成26年度の入学生から従来の授業料不徴収制度が廃止され、一定水準以上の所得年収(910万円以上)のある世帯についてのみ授業料の実質的負担を求める制度に移行している。このような状況において、(指摘1-2)から(指摘1-5)のような不適切な督促等事務の事案が散見されることから、今後このような事案が発生しないよう、学校経営支援センターは、徴収事務手引や学校経営支援センターが実施する学校事務担当者の連絡会等において、個々の学校の対応事例や督促・回収のノウハウ等を共有化するなどして各学校が未納債権を適切に管理する手法を確実に定着させる支援を行うとともに、学校経営支援センターが実施する授業料事務の点検を通して、的確な進捗管理、助言などにより、各学校の未納債権の回収を実現できるように支援することとされたい。